

令和7年12月1日

阪南市長 上甲 誠 様

阪南市特別職給料等審議会
会長 壬生 裕子

特別職の給料等の額について（答申）

令和7年9月5日付け、阪秘人第574号で諮問のあった標記の件について、本審議会で審議を行った結果、次のとおり答申します。

記

1 答申結果

- ①市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の給料の額並びに議員報酬の額については、それぞれ現行の条例本則の月額に据え置くことが適当である。
- ②市長等の期末手当の額並びに議員の期末手当の額については、それぞれ現行の条例本則の乗数に据え置くことが適当である。

2 審議経過及び内容

本市の財政状況や市長等の給料並びに議員報酬の状況、人事院勧告の内容等の説明に加え、大阪府内の31市及び近畿圏内の類似団体28市の、特別職の給料及び議員報酬の額並びに市長等の期末手当の額及び議員の期末手当の額と比較調査し、阪南市の現状を踏まえながら審議を行った。

なお、①の審議に当たっては、市長等の給料の減額措置は、それが自らの判断に基づいて実施しているものであることから、当該減額措置に関わらず、条例本則の月額について審議した。

①市長等の給料の額並びに議員報酬の額

市長等の給料の額については、大阪府内の31市と比較すると市長、副市長は29位、教育長は30位と低位の状況にあるが、大阪府内類似団体との比較においては、概ね均衡を保った状況であった。また、議長、副議長及び議員の報酬額についても、大阪府内31市の中ではいずれも30位と低位の状況にあるが、大阪府内類似団体との比較においては、概ね均衡を保った状況であった。

審議では、特別職の働きぶりによって給料や報酬の額が妥当かどうか判断したいとい

う意見があったが、市長始め特別職の職務成果を評価する指標等がなく、また、上げるべき積極的な要因もないが、それぞれの職務に励んでもらいたいという思いがあって下げるという選択肢もないという意見などが出て、様々な観点から活発な意見交換がなされた。

②市長等の期末手当の額並びに議員の期末手当の額

市長等の期末手当の支給月数については、大阪府内31市中28位と低位の状況にあるが、近畿圏内の類似団体28市中で比較すると府県ごとの差が大きいこともある12位と、低いとは言えない状況であった。議員の期末手当の支給月数についても、大阪府内31市中29位と低位の状況にあるが、近畿圏内の類似団体28市中で比較すると府県ごとの差が大きいこともある14位と、低いとは言えない状況であった。

審議では、特別職の期末手当は民間企業とは異なり、利益の分配という視点はないという意見、市長等と議員はそれぞれ役割が異なるのでどちらを上に、下に、という判断はできないという意見のほか、①と同様の意見なども出て、様々な観点から活発な意見交換がなされた。

③審議結果

審議の結果、特に市長と議員については今後の活躍に期待したいこと、人材を確保できる額を保持する必要があること、財政非常事態宣言は解除したが本市の財政状況は未だ厳しいという判断のもとで市長は給料を減額していること等から、引上げ・引下げのいずれの判断も困難であること、さらに、本市の人口規模を踏まえるといずれも突出したものではないことなども勘案し、市長等の給料や議員報酬の額は現行の条例本則の月額に、市長等と議員の期末手当の額については現行の条例本則の乗数に据え置くことが適当であるとの結論に至った。

3 提言

今回の審議の中においても、令和4年の前回同様、市長をはじめとする特別職や市民の代表である議員の役割や、職責を果たしたことで得られる成果を市民にわかりやすく伝えることの重要性が議論された。特別職や議員は、その職責に対する説明責任を果たすよう尽力されたい。

なお、今後は、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議員報酬の額と、市長、副市長及び教育等の期末手当の額並びに議員の期末手当の額に市の財政状況や社会情勢の動向を適切に反映することができるよう、少なくとも2年以内には本審議会を開催されたい。